

みんなでささえる 国保会計



～ 制度改革についてのお知らせ ～

平成30年4月から国民健康保険制度が変わります。
国民皆保険を将来にわたって守り続けるため、平成30年4月から、これまでの市町村に加え、都道府県も国民健康保険制度を担うこととなりました。

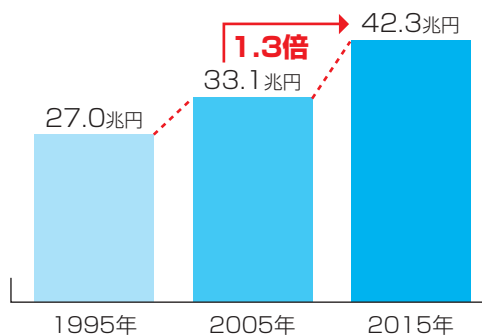
◆なぜ都道府県も国保運営に加わるの？

国民医療費は年々増え続けており、この10年で70歳以上の高齢者数は1.3倍に、国民医療費は1.3倍になりました。団塊世代が全員75歳以上になる平成37年には、国民医療費の総額は61.8兆円にもなる見込みです。

国民健康保険制度は国民皆保険の基盤ですが、構造的な課題を抱え、その財政は厳しい状況が続いています。

今後も国保制度を維持していくために、都道府県も保険者に加わり国保財政の安定化をめざします。

【国民医療費 10年ごとの推移】



国保制度の構造的な課題

年齢構成が高く
医療費水準が高い

所得水準が低く
保険税の負担が重い

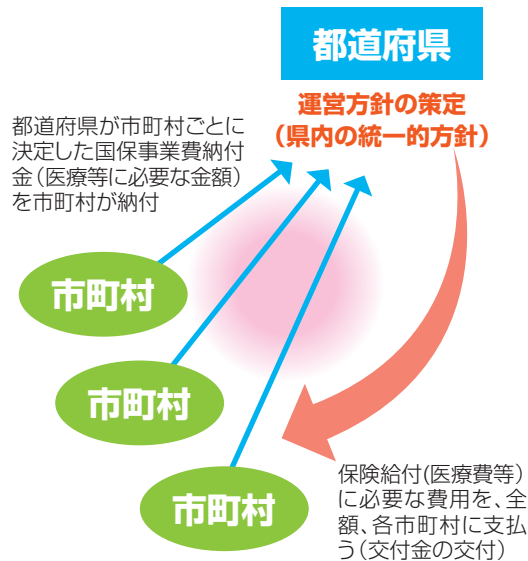
財政運営が不安定な
小規模保険者が多い

見直しの柱

- ▶ 国の責任として約3,400億円の追加的な財政支援（公費拡充）を行います。
- ▶ 都道府県と市町村がともに国民健康保険の保険者となり、それぞれの役割を担います。

見直しによる主な変更点

- ▶ 平成30年度から、都道府県も国民健康保険の保険者となります。（資格や保険税の賦課・徴収などの身近な窓口は、引き続きお住まいの市町村です。）
- ▶ 平成30年度以降の一斉更新から、新しい被保険者証などには、居住地の都道府県名が表記されるようになります。



制度改革後は、高知県が財政運営の責任主体となります。高知県は国保運営方針を定め、事務の効率化や標準化、広域化を推進していきます。

市町村は、制度改革後も各種手続などの窓口となり、保健事業も継続して実施していきます。**黒潮町役場でこれまでどおり各種手続などを行いますので、役場窓口でできることに変わりはありません。**

制度改革に伴い「変わること」「変わらないこと」については、広報3月号でお知らせします。

○お問い合わせ 本庁 住民課 国保係 ☎43-2800
佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3112